

富士市子育て世帯Uターン支援補助金

令和6年4月1日から

ただいま



おかげり

Uターンに伴う、
生活環境の変化に対応する費用
住居移転費用

50万円までサポートします。

車生活をサポート

- ・自動車購入費用
(20万円まで・1台のみ)
- ・自動車運転免許取得費
- ・ペーパードライバー講習費用



子育てをサポート

- ・子育て用品の購入費用
 - ・チャイルドシート
 - ・ベビーカー
 - ・ベビーベッド
 - ・学習机
- ・子ども用ベッド
- ・子ども乗せ自転車
- ・子ども用自転車シート
(後付けタイプ)
- ・子ども用ヘルメット



引越しをサポート

- ・県外からの引越し費用
- ・賃貸住宅入居の初期費用
- ・使用済み家電の廃棄費用



子育て世帯の本市への移住を促進するため、子育てを機に再転入をする子育て世帯の移住
及び生活環境の変化に係る費用の一部について、予算の範囲内において支援します。



お問い合わせ

富士市 総務部 シティプロモーション課 移住定住推進室
〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

📞 0545-55-2930 📞 0545-51-1456 🎤 kurasu@div.city.fuji.shizuoka.jp

詳細はこちら



富士市子育て世帯Uターン支援補助金



補助金を受けるための要件

補助金の交付を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- ① 申請日において、子育て世帯^{※1}に属している方のうち、次のいずれかに該当する方
 - ア 子育て世帯の子の親又はその親と婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方
 - イ 母子健康手帳の交付を受けている妊婦又はその配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。）
- ② 再転入^{※2}をした日の前日まで1年以上継続して県外の市区町村に居住していた方
- ③ 再転入をする直前の居住地において、当該子育て世帯と同一の世帯に属していた方
- ④ 再転入をする前に本市において居住していた期間が、当該者が18歳になる年度の末日までの期間において、連続して3年（再転入をする前の本市での居住期間が、市内高等学校に入学し、卒業するまでの期間のみであった場合にあっては、2年10ヶ月）以上である方

なお、上記にかかわらず、富士市移住就業支援補助金の申請者又は交付者は、対象外となります。

※1 子育て世帯・再転入する日の属する年度の4月1日における年齢が6歳未満の子及びその親がいる世帯
・再転入する日において、母子手帳の交付を受けている妊婦がいる世帯

※2 再転入 本市に居住していた方が県外に転出した後、本市に転入すること



必要書類

計画書の提出時

- ・住民票の除票等（子育て世帯を含む世帯全員分）
- ・富士市に住んでいたことがわかる住民票の除票 または戸籍の附票等
- ・申請予定経費のカタログ、パンフレット、見積書等（金額のわかるもの）

必要書類

交付申請書の提出時

- ・領收書、自動車検査証、賃貸借契約書等
- ・購入した用品によっては、必要に応じて子育てのために使用していることがわかる写真

補助対象経費

本補助金を受けるために事前に提出する計画の承認日から申請日までに同じ世帯のいずれかの方が支払った費用が対象となります。

自動車購入費	自己所有の自動車（1世帯1台に限る）を市内の事業所において購入等をするために要した費用（上限20万円）
運転免許取得費	普通自動車免許を取得するため市内自動車教習所において受講した教習等の受講に要した費用
ペーパードライバー講習費	運転に不慣れな方を対象に市内自動車教習所において行われるペーパードライバー講習の受講に要した費用
子育て用品購入費	チャイルドシート、ベビーベッドその他子育てに必要な用品を市内の事業所において購入に要した費用
住宅賃貸の諸経費	住宅を賃借するための敷金、礼金及び仲介手数料に要した費用
住居の移転費	市内住居への移転（引っ越し）費用で、引越業者又は運送業者に支払った費用
電気機械器具の廃棄費	再転入前に使用していた家電製品の廃棄に要した費用

なお、上記費用のうち、富士市結婚新生活支援補助金又は富士市先導的テレワーク移住者支援補助金の申請をした、又は交付を受けた経費については対象とすることはできません。